

2022年2月8日

会員各位  
会員病院 事務長各位

公益社団法人神奈川県病院協会  
会長 吉田 勝明

「病院に勤務する医師の働き方改革に関するアンケート調査」  
に関するご報告とお願い

昨年8月から厚生労働省が実施している標記アンケートについて、昨年9月、事務長部会アンケートとして、「厚生労働省に対する回答の写し」をいただいておりますが、一定数のご回答をいただき、誠にありがとうございました。

これを基に、匿名化したデータを県にいただき、約180余りの回答をもとに、県と共同して一部の設問について分析をしました。

その結果、参考資料のとおり「目標や計画を立てている」と回答された病院が6分の1以下となっており、「医師労働時間短縮計画」までできていると回答された病院は、さらにその6分の1となっていました。また、「宿日直許可を受けていない」という回答も過半数となっています。

**この結果からは、2024年の全面施行に向けて、B・C水準とするための計画づくりや、宿日直許可などの手続きが必要な病院において、アンケート自体の回答がまだ行われていないか、あるいは、取組みが進んでいないことなどが危惧されます。**

このアンケートでは、回答された各病院の希望に応じて、社労士による具体的助言も受けられる仕組みになっています。回答していない約150の病院あてには、次のとおり県から改めて協力依頼がメールで送られていますので、是非、期限の3月10日までにご回答いただき、働き方改革に備えていただく一助になれば幸いです。

なお、当協会及び県医師会が後援して、2月17日～3月4日まで「**働き方改革推進実務者セミナー**」がWEB開催されます。セミナーのチラシを同封いたしましたので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年2月7日

(未回答病院に県からメールでお知らせ)

各医療機関の長 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課

「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査」(厚生労働省調査)  
への協力について(依頼)

このことについて、厚生労働省医政局長から各病院管理者あて、令和3年8月12日付け事務連絡で依頼のとおり実施しております。

当該調査は、医師の労働時間管理の適正化に向けた取組や36協定等の自己点検、産業保健の仕組みの活用等について聞くもので、法令違反の可能性がある場合には、労働基準監督署の監督指導対象とならないよう、調査結果に応じて各都道府県の医療勤務環境改善支援センターが助言等の支援を行います。

各医療機関におかれましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、調査の趣旨を御理解いただき、御回答くださいますようお願いいたします。

調査名 : 病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査

調査対象 : 県内の病院

回答先 : 株式会社山手情報処理センター

回答用紙を以下のURLよりダウンロードください。

<https://yamate-info.co.jp/hatarakidl/> (パスワード「hataraki」)

回答方法 : 電子メール ( [hataraki@yamate-info.co.jp](mailto:hataraki@yamate-info.co.jp) あてに送付ください。)

回答期限 : 令和4年3月10日(木)

問合せ先 : 株式会社山手情報処理センター

住所 : 東京都北区中里2-18-5

電話番号 : 03-3949-4521 担当 富田 (受付時間/祝日を除く月~金 10:00~17:00)

※ 神奈川県医療勤務環境改善支援センターホームページでも概要を掲載しています。

令和3年8月「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査」について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinnmukannkyou/annketocyoua.html>

問合せ先

(神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局)

人材確保グループ 岸、井上

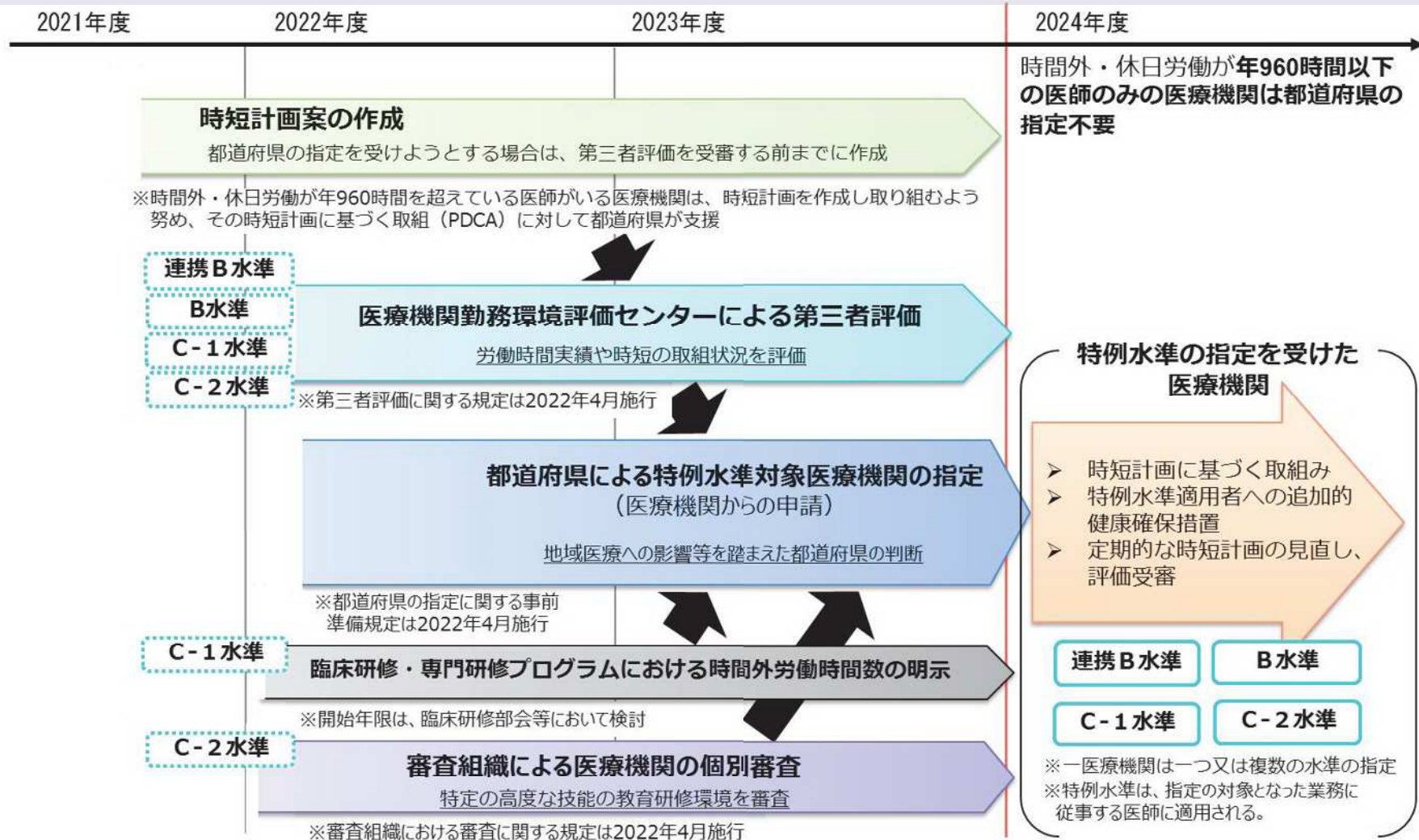
電話番号 045-210-4877

ファクシミリ 045-210-8858

メール [ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.jp](mailto:ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.jp)

# 2024年4月に向けて、手続きが必要になることも！ 医師の労働時間を把握し、必要な取組を確認下さい！

2021年度中に労働時間（実態）を把握し、ゴール（どの水準を目指すか）を設定し、取組を開始することが必要。



医師の働き方改革に関する御相談は、勤改センター（医療勤務環境改善支援センター）へ！  
\* 勤改センターの連絡先は「いきサポ」<https://iryoin-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>から検索いただけます。

電話  
相談  
なら

# 素早く簡潔にご相談頂けます!

下記番号にお電話ください。

## 神奈川県医療労務管理相談コーナー

# TEL 045-651-6883

平日  
9時-17時

横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル4階(神奈川県社会保険労務士会内)

**担当地域: 神奈川県内全域**

(原則として土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日を除く)

### ご相談内容(参考例)

※ご相談の際、下記に該当する事項がありましたら番号を担当社労士にお伝え頂くとスムーズです。

- |   |  |
|---|--|
| <p>1 政府がまとめた医師の働き方改革について聞きたい。</p> <p>2 新しい労働時間適正把握ガイドラインについて知りたい。</p> <p>3 労働基準法の労働時間、休憩時間、休日の考え方がよくわからない。</p> <p>4 残業時間の考え方と残業手当の計算方法について聞きたい。</p> <p>5 管理職に残業手当を支給する必要があるのか教えてほしい。</p> <p>6 管理監督者と管理職は同じか異なるのかわからない。</p> <p>7 就業規則は必要なのか、作成上の注意点は何か教えてほしい。</p> <p>8 労使協定とくに36協定について聞きたい。</p> <p>9 勤務間インターバルについて知りたい。</p> <p>10 変形労働時間制、裁量労働制について教えてほしい。</p> | <p>11 定年制と再雇用制度について聞きたい。</p> <p>12 正職員とパートタイム職員の均衡処遇について知りたい。</p> <p>13 有期雇用契約を締結・更新する際の留意点、無期契約への転換等について知りたい。</p> <p>14 パートタイム職員を含めた年次有給休暇の付与について知りたい。</p> <p>15 産前・産後休業(パートタイム職員を含む)と育児休業、産後の短時間勤務について聞きたい。</p> <p>16 妊産婦の時間外労働や休日労働について教えてほしい。</p> <p>17 パートタイム職員の介護休業取得について知りたい。</p> <p>18 メンタルヘルス対策と休職・職場復帰について知りたい。</p> <p>19 職場の安全衛生体制について知りたい。</p> <p>20 労働者名簿、賃金台帳など法定帳簿について聞きたい。</p> |
|---|--|

MEMO

詳細は神奈川県社会保険労務士会サイトをご確認下さい。  
<http://www.kanagawa-sr.or.jp/>

神奈川県社会保険労務士会

検索

# 厚生労働省「病院に勤務する医師の働き方に関する

## アンケート調査」結果 抜粋(中間報告)

(神奈川県、神奈川県病院協会 作成)

### 1 実施概要

- 厚生労働省では、医師に対する時間外労働時間外上限規制の具体的な在り方について、「医師の働き方に関する検討会」及び「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を実施し、ここでの検討内容を踏まえ、「中間とりまとめ」を公表し、令和3年5月に医療法が改正された。
- 法案成立を受け、厚生労働省は、医師の働き方改革に向けた取組を推進するため、各病院の取組状況について調査を行った。
- 調査票の送受及びとりまとめは、委託業者(株式会社山手情報処理センター)が実施。
- 回答期間は令和3年8月13日～8月31日。県内の336病院が対象。

### 2 対応方針

- 本調査の結果については、山手情報処理センターから、地域医療確保暫定特例水準等に該当する医療機関を把握する目的に各都道府県の医療勤務環境改善支援センターに提供された。
- 調査結果と併せ、厚生労働省から、「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート調査における病院へのアプローチ方法及び改善状況報告の方法等について」が示されたため、フォローアップ対象の中から、より支援を要する52医療機関を抽出し、医療労務管理アドバイザーが電話でのフォローアップを行っている。
- 神奈川県病院協会においても、会員病院に対して、同回答用紙の提出を依頼し、神奈川県と連携し情報を共有していくこととした。

### 3 回答数・回答率

県内病院 336 回答病院 183(未回答 153) 回答率 54.5%  
(令和3年11月19日時点)

## 【単純集計分析】

問7. 【常勤医のみ・貴院での時間外・休日労働分のみで回答下さい。】

直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※宿日直については、労働基準監督署の宿日直許可を受けていない場合、宿直又は日直の時間数はすべて労働時間です。また、宿日直許可を受けていても、宿直又は日直中に通常の労働と同様の業務を行った場合は、その働いた時間分が労働時間となります。これらを前提に、法定労働時間を超える分を時間外労働時間として回答してください。

※研鑽が労働時間に該当するかどうかは上司の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかで判断されます。貴院の取扱いに沿って整理し、回答してください。

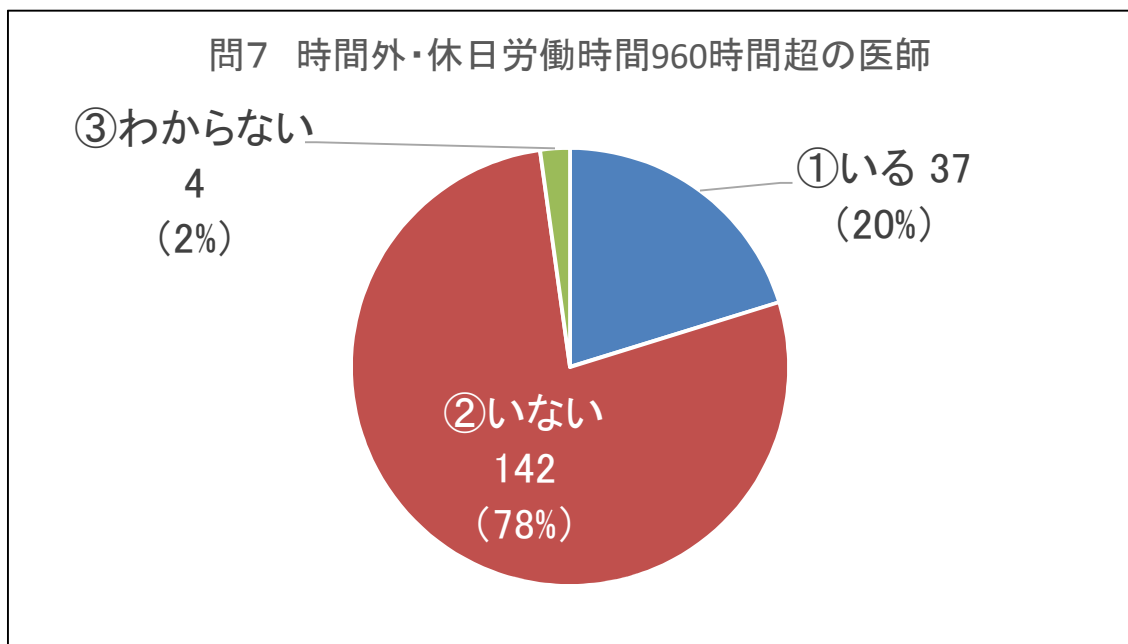
※1年間の実績を未把握の場合、月の時間外・休日労働時間数をもとに御判断下さい。

① いる (直近1年間の実数は不明だが、月80時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)

② いない

③ わからない

n=183

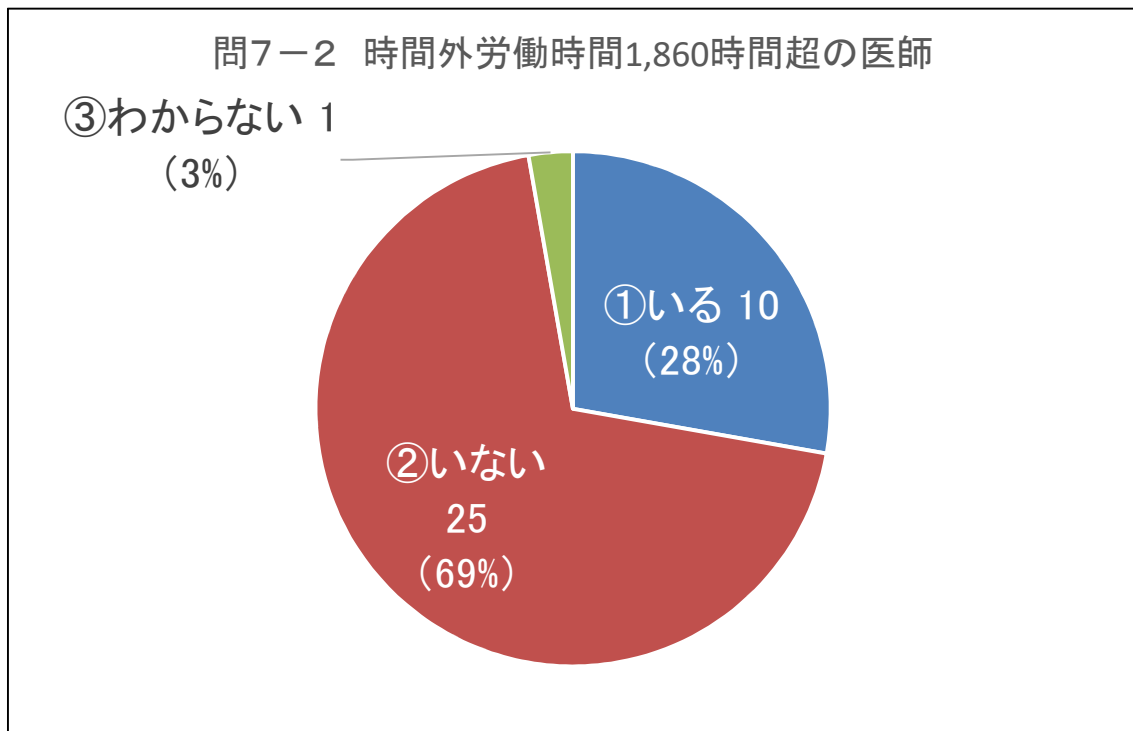


問7-2. 【問7で「① いる」を選択した医療機関にお伺いします。】

そのうち、直近1年間の時間外労働時間が1,860時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① いる (直近1年間の実数は不明だが、月155時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

n=36



※未回答 (1)

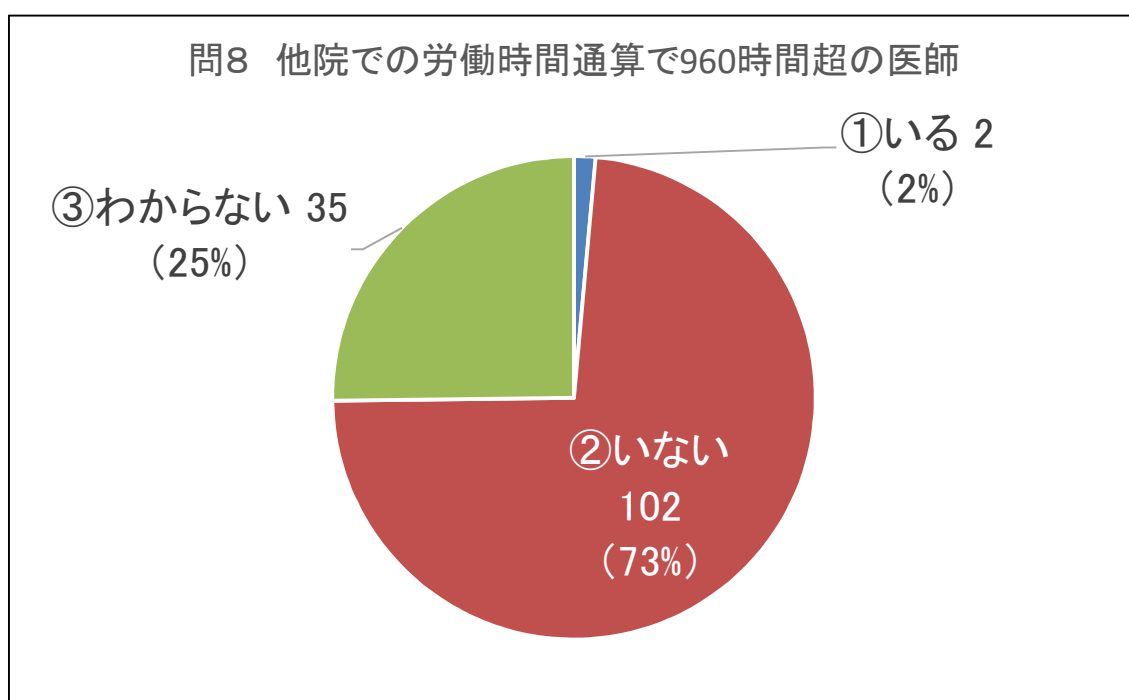
問8. 【問7で「② いない」を選択した医療機関にお伺いします。】

他院での労働時間を通算した場合に、直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)(回答に当たっては、問7の※を参照下さい。)

※複数医療機関勤務の場合、他の医療機関での労働時間は医師からの自己申告等により把握した上で通算して管理することとされています。

- ① いる(直近1年間の実数は不明だが、月80時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

n = 139



※未回答(3)



問8-2. 【問8で「① いる」を選択した医療機関にお伺いします。】

そのうち、直近1年間の時間外労働時間数が1,860時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

- ① いる (直近1年間の実数は不明だが、月155時間超の時間外・休日労働が常態化していると考えられる場合を含む。)
- ② いない
- ③ わからない

問8-2 他院での労働時間通算で1,860時間超の医師

①いる・・・1

②いない・・・1

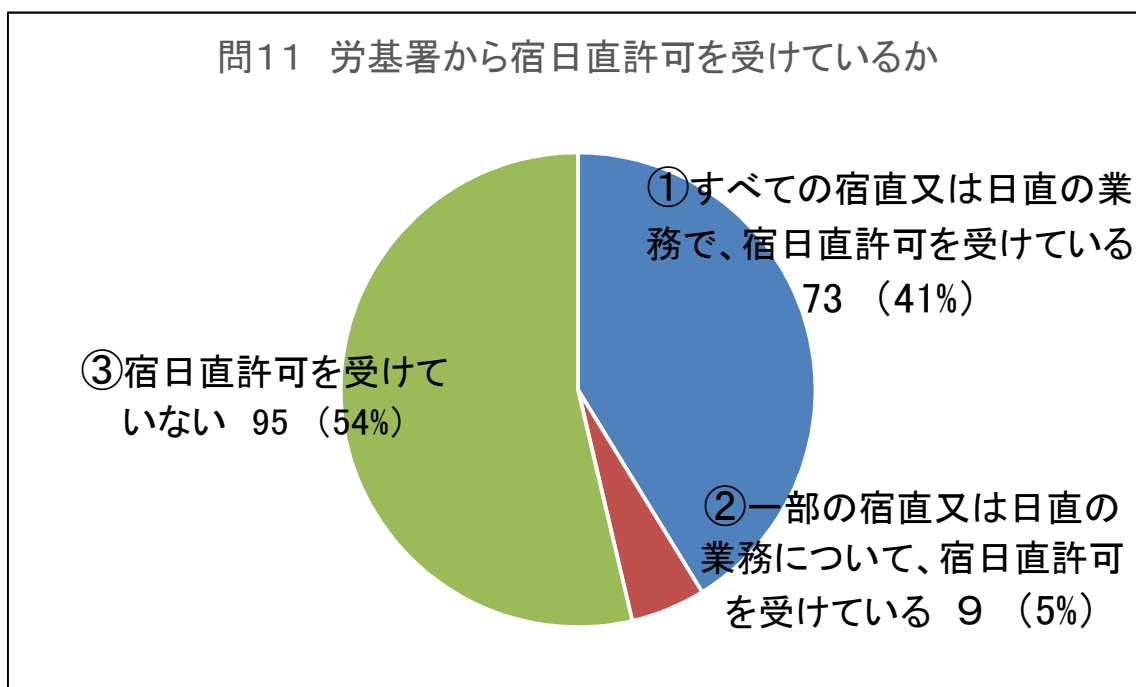
<貴院の労務管理についてお伺いします>

問11. 医師の宿日直業務について、労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、昼間の通常の労働の継続延長でなく、夜間に十分な睡眠がとりうること等の要件を満たす場合には、労働基準監督署の許可を受けて、労働時間規制の対象外とすることができます。

- ① すべての宿直又は日直の業務について、宿日直許可を受けている
- ② 一部の宿直又は日直の業務（一部の病棟のみ、一部の時間帯のみ等）について、宿日直許可を受けている
- ③ 宿日直許可を受けていない

n=177



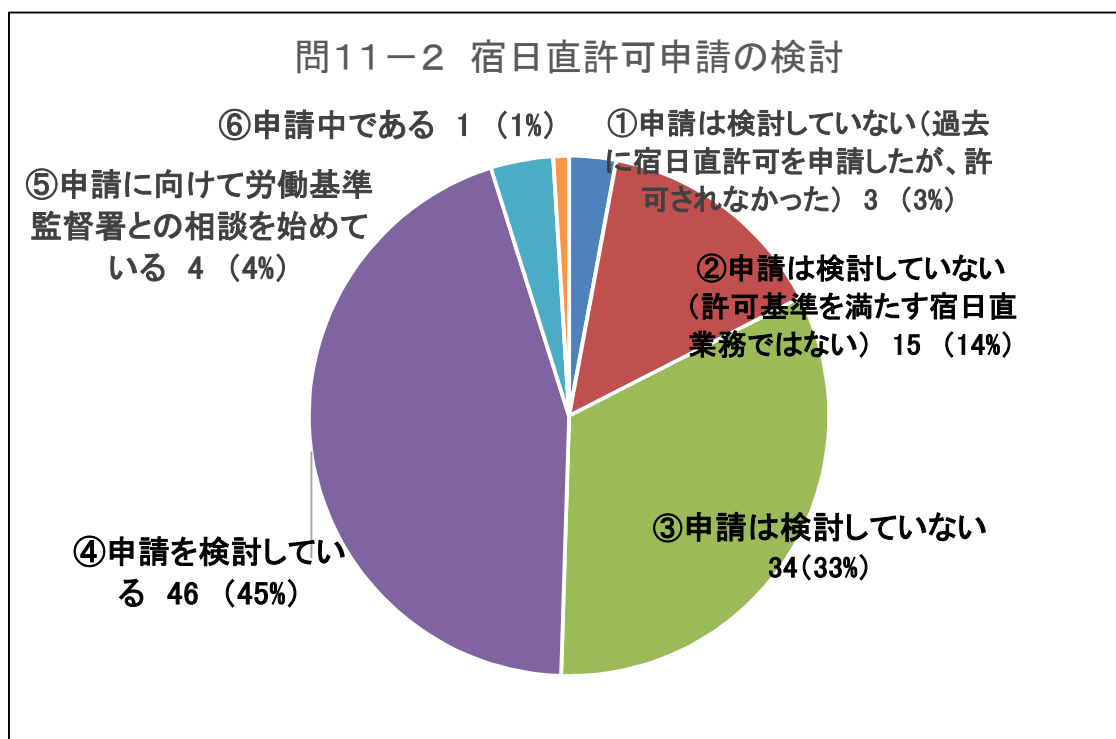
※不明・未回答 (6)

問11-2. 【問11で「②」「③」を選択した医療機関にお伺いします。】  
 労働基準監督署への宿日直許可申請を検討していますか。(当てはまるもの1つ  
 をお選び下さい。)

※問11で「②」を選択した医療機関においては、許可を受けていない業務等についての  
 対応をお選びください。

- ① 申請は検討していない(過去に宿日直許可を申請したが、許可されなかった)
- ② 申請は検討していない(許可基準を満たす宿日直業務ではない)
- ③ 申請は検討していない
- ④ 申請を検討している
- ⑤ 申請に向けて労働基準監督署との相談を始めている
- ⑥ 申請中である

n=103



※未回答(1)

<2024年4月に向けた医師の働き方改革についてお伺いします>

問14-2. 【問14について、「④ 目標や計画を立てている」を選択した医療機関にお尋ねします。】

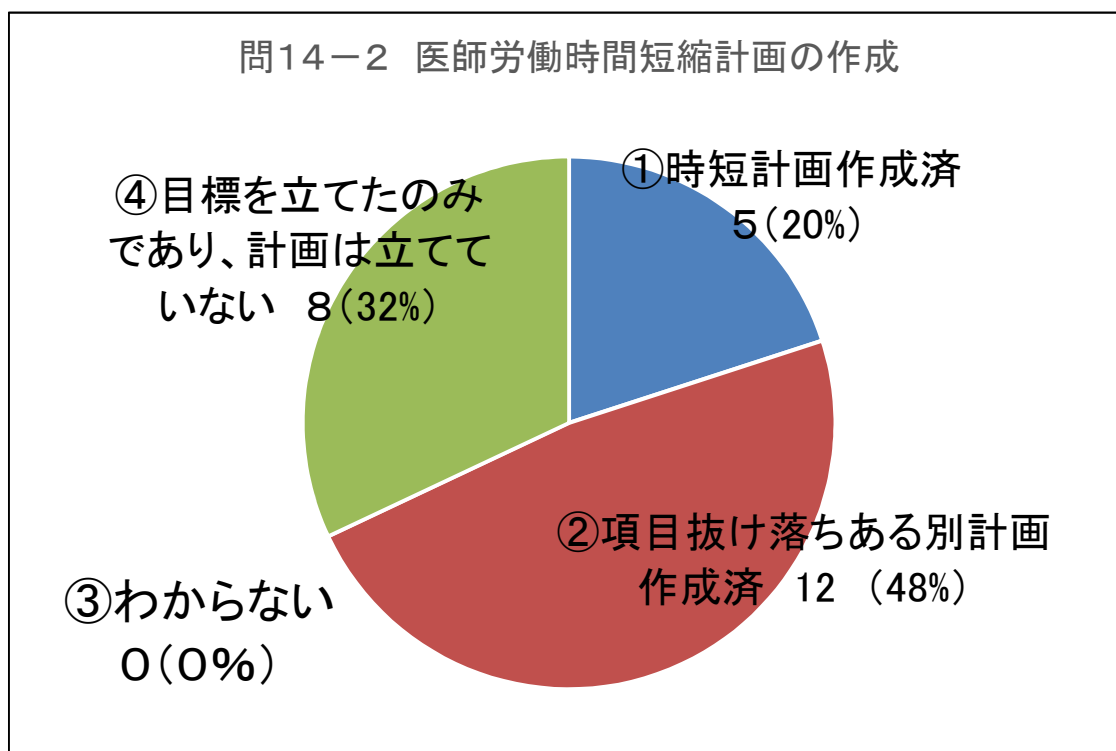
貴院で立てている計画は、医師労働時間短縮計画として作成していますか。

(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※第12回 医師の働き方改革の推進に関する検討会資料4-3 「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン(案)」を踏まえて作成された計画を医師労働時間短縮計画とします。

- ① 医師労働時間短縮計画として作成している
- ② 医師労働時間短縮計画としては作成していない(記載項目に抜け落ちがある)
- ③ わからない
- ④ 目標を立てたのみであり、計画は立てていない

n=25

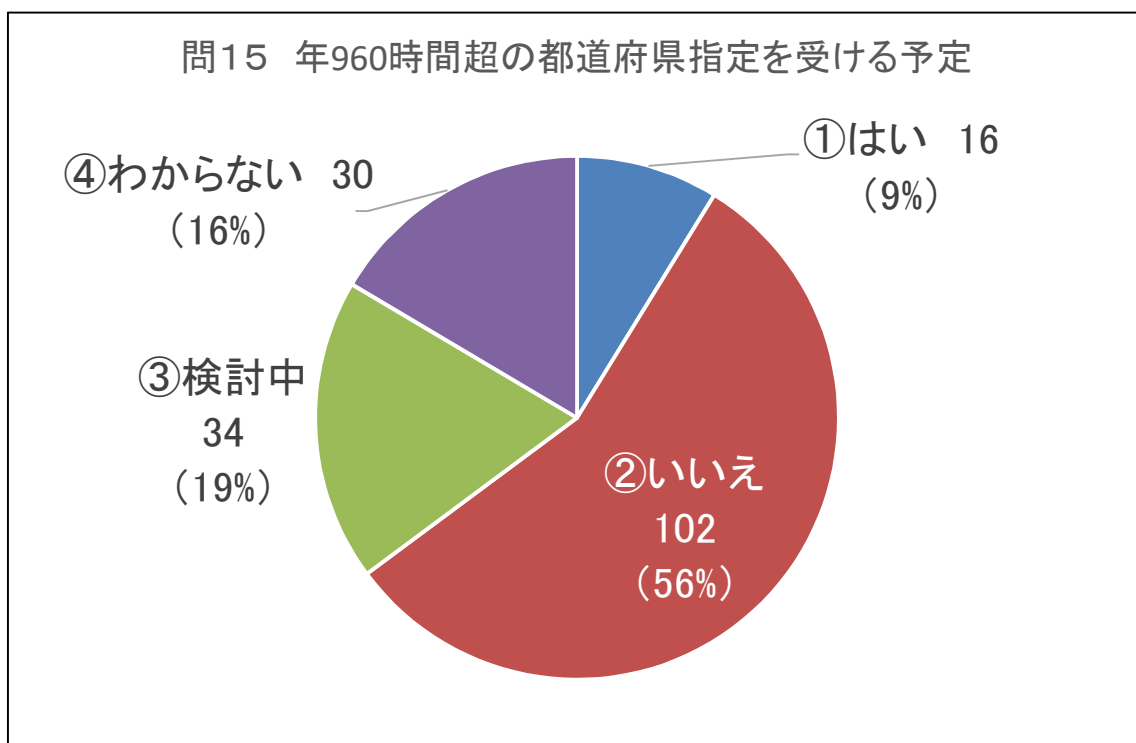


問15. 2024年4月以降は、医療機関が医師に年960時間超の時間外・休日労働をさせるためには、医療機関として、都道府県の指定を受ける必要があります。貴院は、指定を受ける予定はありますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※都道府県の指定を受けなければ、A水準(時間外・休日労働時間数の上限が年960時間以下)となります。

- ① はい
- ② いいえ
- ③ 検討中
- ④ わからない

n=182



※未回答(1)

## 【クロス集計分析】

### ○ 問2 及び 問7

問2. 最も多い病床数を教えてください。

問7. 【常勤医のみ・貴院での時間外・休日労働分のみで回答下さい。】  
直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

		問7		水準指定 検討中	わからない	合計
		960時間の 医師がいる	960時間の 医師がいない			
問2  n=182	一般病床	36	72		3	111
	精神病床	1	28			29
	療養病床		42		1	43
	合計	37	142		3	

- 960時間を超えている医師が勤務する病院は、ほぼ一般病床が多い病院である。
- 一般病床の多い病院の中で、約3割近くが960時間を超えている医師がいる。

○ 問2-2 及び 問7

問2-2【問2で「① 一般病床」を選択した医療機関にお伺いします。】

下記の医療機能の区分で、最も病床数が多いものを教えてください。

(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※病床機能報告の届出に従って病床をお答えいただければ結構です。

問7. 【常勤医のみ・貴院での時間外・休日労働分のみで回答下さい。】

直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

		問7 n=183				
		960時間の 医師がいる	960時間の 医師がいない	水準指定 検討中	わからない	合計
問2-2	高度急性期	5	5		1	11
	急性期	30	43		2	75
n=111	回復期	1	15			16
	慢性期		8			8
	未回答	1	71		1	73
	合計	37	142	0	4	

- 高度急性期、急性期では、960時間を超えている医師が勤務する病院が半数近くであり、回復期や慢性期ではほとんどいない。

○ 問7 及び 問11

問7. 【常勤医のみ・貴院での時間外・休日労働分のみで回答下さい。】

直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間超となっている医師が1人以上いますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

問11. 医師の宿日直業務について、労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。(当てはまるもの1つをお選び下さい。)

※ 宿直又は日直の勤務で断続的な業務については、昼間の通常の労働の継続延長でなく、夜間に十分な睡眠がとりうること等の要件を満たす場合には、労働基準監督署の許可を受けて、労働時間規制の対象外とすることができます。

		問11 n=177					
		宿日直許可を受けている	宿日直許可を一部受けている	宿日直許可を受けていない	確認しないとわからない	未回答	合計
問7  n=183	960時間の医師がいる	9	6	21		1	37
	960時間の医師はいない	62	3	72	1	4	142
	960時間の医師がいるかわからない	2		2			4
	合計	73	9	95	1	5	

- 960時間を超えている医師が勤務する病院で、宿日直許可を受けていない病院は、21病院。
- 960時間を超え医師がいない病院でも、宿日直許可を受けている病院が4割程度ある。